

セグメント情報 / 貸出金

Jimoto Holdings

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として国内において、きらやか銀行及び仙台銀行が行う銀行業務を中心に、連結子会社等においてリース業務、クレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務並びに事務受託業務等を行っております。

当社グループは、銀行業務は「銀行業」を報告セグメントに、リース業務は「リース業」を報告セグメントとしております。また、連結子会社等が行うクレジットカード業務、コンサルティング業務及びベンチャーキャピタル業務並びに事務受託業務等は、その金額の全体に対する重要性を考慮し「その他」に含めております。「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。また、セグメント間の内部経常収益は、第三者取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	2019年9月期 (2019年4月1日から 2019年9月30日まで)						
	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	16,452	3,035	19,487	378	19,865	△ 195	19,670
セグメント間の内部経常収益	283	28	311	242	554	△ 554	—
計	16,735	3,064	19,799	620	20,419	△ 749	19,670
セグメント利益	1,005	165	1,170	37	1,208	△ 259	948
セグメント資産	2,483,543	18,085	2,501,629	46,364	2,547,993	△ 52,008	2,495,985
セグメント負債	2,372,413	12,171	2,384,585	44,159	2,428,745	△ 48,062	2,380,682
その他の項目							
減価償却費	894	3	898	11	910	—	910
資金運用収益	13,067	0	13,068	78	13,147	△ 250	12,896
資金調達費用	229	46	275	5	281	△ 15	265
持分法投資利益	—	—	—	9	9	—	9
持分法適用会社への投資額	—	—	—	123	123	—	123
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	283	11	295	4	299	—	299

- (注) 1. 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、それぞれ経常収益、資金運用収益、資金調達費用を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業務等を含んでおります。
3. 調整額は以下の通りです。
- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△195百万円は、「銀行業」及び「リース業」の貸倒引当金戻入額の調整です。
 - (2) セグメント利益の調整額△259百万円は、セグメント間消去△235百万円、のれんの償却△24百万円等です。
 - (3) セグメント資産の調整額△52,008百万円は、セグメント間消去△52,081百万円及びのれんの未償却残高72百万円です。
 - (4) セグメント負債の調整額△48,062百万円は、セグメント間消去です。
 - (5) 資金運用収益の調整額△250百万円は、セグメント間消去です。
 - (6) 資金調達費用の調整額△15百万円は、セグメント間消去です。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

リスク管理債権額 (連結)

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期
破綻先債権額	662	665
延滞債権額	30,764	32,719
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	4,250	5,525
合計	35,676	38,910

- (注) 1. 破綻先債権とは、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金の未収利息の収益計上基準については、資産の自己査定の結果に基づき、「破綻先」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらず不計上としております。
4. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。